

(参考様式 1－2)

## 事前点検シート

ふりがな 計画主体名	ただみまち 只見町	ふりがな 活性化計画名	ただみちくかつせいかいけいかく 只見地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和8年度	総事業費（交付金）	339,042千円（81,926千円）
活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 50,894千円/年 ②雇用者数の増加 7名/年 ③農業体験者数の増加 1人/年 評価期間：R10～R12	事業活用活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 50,894千円/年 ②雇用者数の増加 7名/年 ③農業体験者数の増加 1人/年 評価期間：R10～R12
計画主体 確認の日付	令和6年2月6日	農林水産省 確認の日付	令和6年2月16日

### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	<input type="radio"/>		地域産物の販売額の増加と雇用者数の増加を活性化目標としており、基本方針にある「多様な雇用機会の創出や所得の向上」に係るものであり、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。			農産物集出荷貯蔵施設を整備することで、そこで働く新たな雇用が創出されることから定住人口の維持につながり、農地の集約及びコストがかかる農業用機械を共同利用に切り替えることにより、この地域の耕作放棄地の発生を防ぎ、米の自家消費を止め、

				全量出荷することで米の販売額の増加が見込まれるため、交付対象事業の構成は妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標ともに同じ目標を設定しており、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		只見町において改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		<p>第七次只見町振興計画（平成 28 年度～令和 7 年度）の「V. 働きがいのあるまちづくり－1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践（1）農業の公益的機能の維持①農地保全等、農業の公共機能への支援策の実施」に合致する。</p> <p>また、第 2 期只見町総合戦略（令和 2 年度～令和 7 年度）の「基本目標 魅力的で安定した仕事をつくる－施策 1－2 担い手の育成」に合致する。</p>
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		<p>本計画は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業（只見地区）と関連するため、地区の農家の代表者で構成する只見地区ほ場整備事業推進委員会において検討している。</p> <p>令和 5 年 5 月 11 日 第 17 回只見地区推進委員会 出席者 11 名 ・ライスセンター建設予定地について全員賛成により決定した。</p> <p>令和 5 年 7 月 10 日 耕作者・地区代表・町打合せ 出席者 4 名 ・ライスセンターの運営方法について検討し、概要が決定した。</p>
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	—		現時点において、活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けていない。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		地域の中心経営体を核とした機械利用組合（仮称）を令和 6 年度中の設立を予定している。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標ともに同じ目標を設定しており、整合が取れている。

	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標としていないので、該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		令和6年度に実施設計、令和7年度に建物を整備、令和8年度に外構工事を予定しており、実施期間3年は適切である。 計画期間は5年間（令和6年度～令和10年度）としている。 評価期間は、圃場整備完了後の3年間（令和10年度～令和12年度）を設定している。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		農振除外については令和6年9月に決定予定、農地転用については令和6年12月に許可見込である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		交付対象事業費=163,852千円=（設計）8,066千円+（工事）155,786千円 交付対象上限事業費=163,852千円= 502千円/t × (60ha×5.44t/ha) 交付率 1/2 交付限度額（国費）=81,926千円 = 163,852千円 × 1/2
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		・活性化計画では、只見町大字只見、大字叶津、大字蒲生、大字塩沢、大字十島を計画区域としている。 ・当該地区活性化計画区域内の農林地率は、全体面積の92.7%を占める。（本町固定資産台帳及び森林簿より） 活性化計画区域の総面積 3,655ha 活性化計画区域の農林地面積 3,391ha ・当該地区活性化計画区域内における全就業者に占める農林漁業従事者の割合は、約7.6%である。（R2国勢調査より） 活性化計画区域内の全就業者数 669人 活性化計画区域内の農林漁業者数 51人 ・当該地区活性化計画区域内に市街化区域及び用途区域は含まれ

				ていない。
--	--	--	--	-------

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなるいるか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		実施設計の際に、各種法令関係及び設計基準による構造検討を行い、建築確認申請により、建築基準法に適合しているかの審査を受ける。また、町農林建設課が検査を行う予定である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる②の都市農山村総合交流促進施設、⑤の地域資源活用交流促進施設、⑥の地域連携販売強化施設、⑦の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業支援施設及び⑭の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）	—		木造ではないため、該当なし。

	等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—		
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—		新築のため、該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		建物 31年 機械設備 7年 外構 15年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。  費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領により算定している。 ・年総効果額 28,651千円 (内訳) 品質等向上効果 15,014千円 農林水産物販売促進効果 5,236千円 就業機会増加効果 8,400千円 ・総合耐用年数 15年 ・還元率 0.0899 ・妥当投資額 318,551千円 ・投資効率 1.03
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		投資効率 1.03である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる⑬自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		事業メニュー：⑯農林水産物集出荷貯蔵施設（ライスセンター） 要件類別：定住促進対策 事業：第1 農村地域等振興支援 (1) 生産基盤及び施設の整備 处理加工・集出荷貯蔵施設

				事業要件：別表1（2）農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること 別表3第1-1-1-（1）地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備 実施主体：只見町（市町村） 七法指定地域：山村振興法、過疎法、特定農山村地域、特別豪雪地帯 以上のとおり要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		町に対する交付であり、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。  地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		福島県耶麻郡磐梯町のミニライスセンター（受益面積 49.3ha）を参考とした。 乾燥機の処理能力：20,000kg/日=50石/日×4台 直近の実績 実日処理量：10,880kg/日 実稼働日数：20日
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		利用対象者は、地域内の水稻農家が全て利用できるようにし、管理・運営は大規模経営体6軒程度で行う想定である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		規模は、離農による農地の引受けに伴う地域内の利用農家の経営面積の拡大を考慮し 60ha 規模とした。 設置場所は、ライスセンターであることから米ぬか等の粉塵が出ることから、住宅地から離れた場所で、かつ 12 月～3 月の降雪期の管理もしやすい場所を選定している。

				活性化区域内に既存のライスセンターはないことから、集荷しやすく、出荷しやすい場所を選定している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		<p>現在個々で行っている農作業を集約化することで、設備投資費用を抑え、共同利用機械とすることで効率的な作業を行えることから、作業時間の短縮が見込まれることから、規模拡大に耐えうる。また、個々に行っていた作業を集約化することから、余剰労働力の発生が見込まれるため、より効率的な作業分担が可能となり、刈取適期を逃さず、現在よりも高品質なお米を出荷出来るものと想定している。</p> <p>ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略は特に検討してはいないが、現在2つの経営体において製造している米粉とどぶろくについては、ライスセンター整備後においても引き続き継続する予定である。</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		個々の農家で雇用していた女性農業者を参加させ、女性の意見を反映させた施設運営を検討する。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		施設構造等から概算事業費を算出しており、過大な積算とはなっていない。また、費用対効果1.03であることから適切である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		実施設計において、より低廉な資材の活用について検討する等、整備コストの縮減に努める。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		本件はライスセンターであるため、建物だけでなく、乾燥機等付帯施設がなければ機能しないことから、交付対象として適正であるが、設計費・地質調査費・建築費で上限事業費を超えていたため、上限を超えた費用については、町単費で整備する予定。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		備品は、乾燥機、フレコンスケール等、乾燥調製に必要な機械であり、ライスセンターに必要な品であり、交付対象として適正であるが、設計費・地質調査費・建築費で上限事業費を超えている

				ため、上限を超えた費用については、町単費で整備する予定。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定地は、近隣住宅からも離れ、町道にも面しており、集荷及び出荷もしやすい場所を選定しており、適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		確保済み。買収は町単費で令和6年度の予定。面積は1,500 m <sup>2</sup>
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	交付要綱別紙19別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑭農林水産物処理加工施設及び⑮農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のIIのII-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	○		乾燥調製施設：502千円/t 計画処理量：326.4 t 上限事業費：502千円×326.4 t = 163,852千円
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500 m <sup>2</sup> 以内か(既存施設は除く)。	○		実施設計で確定するが、現時点で約600 m <sup>2</sup> である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1 m <sup>2</sup> 当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか)。	—		上限事業費=163,852千円÷600 m <sup>2</sup> =273千円/m <sup>2</sup> < 290千円/m <sup>2</sup>
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	—		⑯農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		起債（過疎債等）の活用を予定。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		実施設計業務、地質調査業務、建築工事、付帯設備工事について、一般競争入札に付する予定。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。  維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○		利用農家で構成する機械利用組合（仮称）が維持管理計画を策定し、事業収益の一部を施設の管理・更新費用として積立てする予定。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		収支計画は策定しているが、経営診断はR6年度以降の予定。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)。	○		他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—		該当なし。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		強い農業づくり総合支援交付金において交付対象となる施設である。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農山村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポ	—		地域別農業振興計画

	イントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。			
--	--	--	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。